

宮代町空家等対策協議会 第5回会議録

1 日時・場所

令和6年6月26日（水）10:00～11:30 役場202会議室

2 出席者

協議会委員：新井会長、手島副会長、浅利委員、横倉委員、丸山委員、熊川委員、田口委員、大木委員、齋藤委員、松本委員、山田委員

事務局：環境資源課：大場課長、小林副課長、濱田主査、金子主任、細根主事

傍聴者：2名

3 議題

(1) 【報告】空家等の認定の進め方等について-----資料1・2

(2) 【協議】個別案件の認定（特定空家等・管理不全空家等）-----当日配布資料【非公開】

(3) 【報告】空家等実態調査について-----資料3

議題（1）【報告】空家等の認定の進め方等について

資料1「協議会で検討・認定する個別案件について」及び資料2「認定後の町の対応について」説明。

質疑・意見等

齋藤委員：指導書、勧告書の送付について、所有者は明確になっているのか。

事務局：所有者を確知するところも、町が行い対応する。

議題（2）【協議】個別案件の認定（特定空家等・管理不全空家等）・・・非公開

非公開のため、傍聴者に一時退席をしていただいた。

※宮代町情報公開条例第7条第1項第6号に基づく対応

当日配布資料「個別案件の認定（特定空家等・管理不全空家等）」について説明。

質疑・意見等

非公開のため、省略。

決定事項

管理不全空家等として2件を認定した。

議題（3）【報告】空家等実態調査について

資料3「空家等実態調査について」説明。

質疑・意見等

丸山議員：アンケートについて、相談したいこと、知りたいことについて把握をしっかりとおこなっていただきたい。

事務局：今までは、文書での一方的な意思表示だったため、今回のアンケートを活用し、所有者との意思疎通を図っていく。

浅利委員：災害時等、崩れた等の被害があった場合、町で優先的に対応できるのか、また管理活用支援法人を選定することができるということを耳にしたが、計画の中で考えていくのか。

事務局：7月1日から施行される条例によって、緊急安全措置ができるようになり、町が必要に応じて、措置を講じられるようになった。管理活用支援法人については、現時点では検討中。今後協議会でも議題にし、引き続き検討していく。

田口委員：資料1の小に分類されるような物件について、今までの宮代町の対策はどのようにしていたのか。

事務局：小に該当する物件についても、管理が行き届いていない部分については、通知文書を送付しており、今後も同様に対応していく。

4 その他

- ・次回の協議会は、令和6年9月19日を予定。議題がなかった場合には開催を見送る場合もある。

5 閉会

手島副会長：管理不全の認定に慎重なご判断をいただきありがとうございました。これからも案件が出てくると思うが、今後ともよろしくお願いします。本日はありがとうございました。